西東京市廃棄物行政に関する施策について

「一般廃棄物処理基本計画策定について」

答 申

平成19年2月

西東京市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
現行計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 2
1 . ごみ・資源物収集方法の統一 ・・・・・・・・・・・・・	• • 2
2 . ごみ有料化の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 2
3.生ごみの自家処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 2
4. その他プラスチックの取扱い ・・・・・・・・・・・・・	• • 2
5. 家電リサイクル法の施行に伴う不法投棄対策 ・・・・・・・・	• • 3
6. 事業系ごみの排出抑制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 3
7. 最終処分における課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 3
今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 3
提 言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 4
1.集団回収組織の活性化とPR活動 ・・・・・・・・・・・	• • 4
2 . 啓発活動の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 4
3 .(仮称)リサイクルプラザの活用 ・・・・・・・・・・・	• • 4
4.家庭ごみ有料化等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 5
おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 6
西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 7
西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 7
西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

はじめに

西東京市廃棄物減量等推進審議会は、平成 18 年 10 月 26 日に「一般廃棄物処理基本計画策定について」市長から諮問を受けて審議を開始した。

一般廃棄物処理基本計画は、15 年先を見すえた計画であり、概ね5年ごとに見直しをするもので、一般廃棄物の排出抑制・減量・資源化ならびに適正処理に関して総合的、長期的な対応を示す、廃棄物行政の中心となる計画である。

今回策定の計画では、平成 18 年 12 月の「家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について」の答申内容を十分に反映させながら、有料化をはじめとするごみ施策が有効に機能し、循環型社会の形成、ごみゼロ社会の実現に向けた計画を策定できるよう、現行計画の実績を検証し、今後の課題や計画内容について議論を行った。

あらゆる面で先行き不透明な変化の激しい社会情勢の中、可能な限り実効性の高い 計画を策定するために議論を重ね、本答申として取りまとめた。

現行計画の評価

現行一般廃棄物処理基本計画は、合併して1年が経過した平成14年3月に策定された。今回が新市としてはじめての見直しとなるが、より良い計画づくりを行うため、平成13~17年度の5年間に西東京市が計画を実施した結果を検証した上で、今回の計画見直しを行うこととした。

現行計画で掲げられていた7つのごみ処理の課題に対する実績(実施結果)については、次のとおりである。一部に対応が不十分であった課題もあるが、概ね課題へ適切に対処し、一定程度の効果を上げたものと評価できる。達成できなかった課題については、次期計画に掲げ、引き続き実施に向けた努力が必要となる。

1.ごみ・資源物収集方法の統一

ごみ・資源物収集方法の統一は、合併以降の懸案であったが、平成 15 年 10 月 6 日から統一を図り、市民の利便性向上と収集体制の効率化を図った。

2.ごみ有料化の検討

平成18年12月に本審議会から戸別収集を含めた家庭ごみ有料化について答申を 行い、これをもとに平成19年度の実施に向けて検討中である。

3.生ごみの自家処理

生ごみのリサイクルと減量化策として、家庭用生ごみ処理機の購入費助成を推進するとともに、モデル事業として、市内大型集合住宅への生ごみ処理機を設置した。 現在、生ごみの減量・再利用等について、市の検討組織により新たな展開を探っている。

4. その他プラスチックの取扱い

平成 17 年度に実施予定であったが、関係機関等の調整が整わず未実施である。 平成 18 年 12 月の本審議会での答申を受け、平成 19 年度の実施に向けて検討中である。

5. 家電リサイクル法の施行に伴う不法投棄対策

市報、パンフレット、市ホームページ等を活用し、不法投棄の防止を訴えた。 また、集積所等への不法投棄防止表示板設置や職員によるパトロールの実施により発生防止を図った。また、不法投棄の撤去に関しても迅速に対応を行ってきた。

6. 事業系ごみの排出抑制

西東京市には経営者の自宅を兼ねた小売店舗が多く、市報等による市民への排出 抑制の周知が事業者への周知にもつながっている。また、転入事業者等の問合せに 対しては、西東京市の事業系ごみの処理方法を伝えるとともに、ごみの排出抑制に 協力いただくよう説明を行ってきた。さらに、不適切な分別や排出方法等について も、随時、職員による指導が行われ効果を上げている。

7. 最終処分における課題

粗大ごみの処理に関し、平成 17 年度から収集委託業者による分別処理を行い、 再利用できるものを資源化業者へ搬入し、柳泉園組合へのごみ搬入量を大きく減量 するとともに、ごみ処理経費の削減に貢献した。しかし、東京たま広域資源循環組 合策定の三多摩地域第 2 次減容(量)化基本計画の目標値を上回る搬入が行われた ため、第 3 次減容(量)化基本計画では目標を達成する必要がある。

今後の課題

西東京市の人口は、大規模集合住宅の建設や戸建住宅の開発により急増している。 その状況での人口抑制は難しく、一人当たりのごみ量が減少傾向であっても、人口 増による総ごみ量の増加と経費増大は避けられない。有料化等で大きなごみ減量・資 源化効果が期待できるが、市民への啓発活動も徹底する必要がある。

また、リサイクル関係法等の改正、中間処理施設での事業展開、最終処分場の延命化といった広域的な課題へ適切に対応する必要がある一方で、職員による収集体制から民間委託への転換、生ごみや剪定枝の再利用を含めた資源化等、市独自の解決すべき課題もある。

提言

西東京市は、今後多くの課題解決を迫られているため、効率的かつ効果的に計画を 進め、具体的な取組みができるよう、課題解決までの目標年次を短期・中期・長期の ものに分類し、重要性・緊急性などを考慮した計画策定をすべきである。

また、今後のごみ施策を積極的に展開するためには、集合住宅の管理組合、自治会、NPO法人、集団回収登録団体等のリーダーの活用を図られたい。

個別の課題については、次のとおり提言する。

1.集団回収組織の活性化とPR活動

今後の資源化促進と分別の徹底を図るため、現存の組織を活性化するとともに、 市報等を利用してPR活動を行い、新たな団体の参加を呼びかける必要がある。

なお、集団回収に係る意見交換を実施し、回収活動の実態把握や市民要望、課題等を十分参考にし、今後の事業展開を改善しながら、有料化等を補う重要な事業として展開されたい。

2 . 啓発活動の強化

家庭ごみ有料化等の新たな施策の実施には、廃棄物減量等推進員の活動が大きな支援となる。特に資源化促進策として分別の徹底を図るためには、地域の市民に直接応対し、きめ細かな周知活動が可能な推進員の役割は重要である。有料化等の市民説明会に先立ち、推進員に対して新たな施策に関する十分な周知を行い、市との連携を保ちながら積極的な活動を促していく必要がある。また、市報やホームページ、出前講座等を積極的に活用し、ごみ減量方法等の啓発を行うべきである。

3 .(仮称)リサイクルプラザの活用

平成 20 年 3 月に完成予定の(仮称)リサイクルプラザについて、市民へのごみ・環境問題への啓発・学習の拠点として重要な施設となるので、効果的に活用されたい。特に市民が関心を持ち、役に立つ事業内容を検討すべきである。また、あわせてこれからのごみ・環境分野での活躍が期待される人材を育成していくことを望む。

4.家庭ごみ有料化等の実施

家庭ごみ有料化、戸別収集、容器包装リサイクル法の分別収集を実施し、計画目標には具体的なごみ減量目標を数値として掲げ、取組みを行うことを望む。

なお、実施にあわせて事業者への制度周知を行うとともに、他の自治体を参考に し、西東京市らしい効果的な取組みを実施されたい。

おわりに

平成18年10月に諮問を受けた「一般廃棄物処理基本計画策定について」の審議は、 平成19年2月末までの答申が求められ、短期間での議論が必要とされた。

西東京市のごみ排出量も、市民のごみ減量や分別の努力により増加が抑えられている状況にあるが、人口急増や排出抑制が難しい粗大ごみの増加など懸念すべき点もある。その一方で、ごみ減量と資源化促進への啓発や環境学習が可能な施設として、新たに建設中の(仮称)リサイクルプラザが担う役割も重要であり、そこを拠点として、市民やNPO法人等との協働による新たな事業展開にも期待が高まるところである。

西東京市は、この数年で容器包装リサイクル法の分別収集や家庭ごみの有料化をは じめとした新たな展開を行い、ごみ処理の大きな転機を迎える。そのような状況の中、 今回策定の計画を着実に実行していくことで、総合計画が求める「環境にやさしいま ちづくり」という目標に向け大きく前進し、市民が豊かに暮らせるまちづくりにつな がることを期待する。それと同時に、市民一人ひとりが、廃棄物問題を通じて環境負 荷への認識も持ち、環境問題という解決すべき大きな目標にも目を向けてもらえるこ とを望む。

西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過

第 1 回 平成 18年10月26日 諮問

第 2 回 平成 18年 12月 21日 一般廃棄物処理基本計画策定について

第 3 回 平成19年1月25日 一般廃棄物処理基本計画策定について

第 4 回 平成19年2月22日 答申案について

平成 19 年 2 月 28 日 答申

西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

Ħ	<u> </u>	E	₹		-	学識絲	圣験和	旨			事 i	業 :	耆
坪	井	照	子		大	江		宏		石	井	重	夫
岡	野	涼	子		五一	上島	統	_		岡	田		勇
栗	原	利	雄		奥	田	明	子		Щ	崎		孝
篠	原	明	美		北	村	律	子					
					佐く	木	武	康					
					堀	越	美泽	津江					
					宮	Ш	尚	子					

会長 副会長

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する 条例

平成13年 1 月21日 条 例 第 1 2 7 号

改正 平成18年3月31日 条例第13号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 市長の責務等(第3条-第8条)
- 第3章 市民の責務等(第9条-第13条)
- 第4章 事業者の責務等(第14条-第17条)
- 第5章 一般廃棄物処理等(第18条-第21条)
- 第6章 一般廃棄物処理手数料(第22条-第24条)
- 第7章 一般廃棄物処理業等(第25条-第34条)
- 第8章 地域の生活環境(第35条-第37条)
- 第9章 雑則 (第38条 第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるほか、廃棄物の発生を抑制し、再利用 を促進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公 衆衛生の向上を図るとともに、人間と環境が調和したリサイクル型都市の形成に 資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

- (4) 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- (5) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源 として利用することをいう。
- (6) 処理 収集、運搬及び処分をいう。
- (7) 処理施設 柳泉園組合における中間処理施設をいう。 第2章 市長の責務等

(基本的責務)

- 第3条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。
- 2 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、 処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的運営に努めなければなら ない。
- 3 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、 他の地方公共団体等との協力を図らなければならない。
- 4 市長は、再利用による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- 5 市長は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民 及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関し、必要と認めるときは、 市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策並びに処理施設の運営状況について、市民に明らかにしなければならない。

(市民参加)

第6条 市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴き、これを施策に 反映することができるよう努めなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 市長は、一般廃棄物の減量及び再利用を促進するため、廃棄物減量等推進審

議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、廃棄物の減量政策、再利用の促進に関する施策その他重要な事項について調査し、審議するほか、市長の諮問に応じ答申する。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は市民、事業者及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (廃棄物減量等推進員)
- 第8条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量等に熱意があり、かつ、社会的信望がある市民のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱する。
- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及び減量のため、市長が行う施策への協力その他の活動を行う。
- 3 前各項に定めるもののほか廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

第3章 市民の責務等

(基本的責務)

- 第9条 市民は、家庭廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市民は、家庭廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

(排出義務)

- 第10条 市民は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物(資源として再利用すべき家庭廃棄物をいう。)を種別ごとに分別し、所定の場所に排出しなければならない。
- 2 市民は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにすると ともに、所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(排出禁止物)

第11条 市民は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排

出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物

(動物処理届出)

第12条 市民は、動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け、その指示に従わなければならない。

(市民の減量の自主的行動等)

- 第13条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等家庭廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- 2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、 家庭廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければな らない。
- 3 市民は、商品の購入に伴い不要となる物品がある場合には、事業者に対し下取り 等を求めるよう努めなければならない。

第4章 事業者の責務等

(基本的責務)

- 第14条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により事業系 廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

- 第15条 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、規則で定める収集、運搬及

び処分の基準に従わなければならない。

(廃棄物の減量等)

- 第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために 必要な措置を講ずること等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の再利用の推進を図らなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等 を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返 却をする場合には、その回収等に努めなければならない。
- 4 事業者は、市民が商品の購入に伴い、不要となる物品の下取り等を求めたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

(大規模事業者の義務)

- 第17条 事業者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

第5章 一般廃棄物処理等

(処理計画)

- 第18条 市長は、一般廃棄物処理基本計画を概ね5年ごとに作成しなければならない。
- 2 市長は、一般廃棄物の処理及び再利用計画を定め、毎年度の初めに告示しなければならない。
- 3 前2項の計画に重要な変更が生じた場合には、その都度告示する。 (処理)
- 第19条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、一般廃棄物の処理及び再利用 に努めなければならない。

(粗大ごみの処理)

- 第20条 一般家庭から排出される粗大ごみの処理を受けようとするものは、市長に申 し込み、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けた者は、規則で定める粗大ごみ処理シールを購入し、当該粗大

ごみに貼付して排出しなければならない。

(再利用による減量)

第21条 市長は、資源物の収集、処理施設での資源の回収等を行うとともに、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

第6章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第22条 市長は、廃棄物の処理に関し、別表に掲げる廃棄物処理手数料を、排出する 者から徴収する。

(手数料の算定)

第23条 市長は、前条に規定する廃棄物処理手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

(手数料の減免)

第24条 市長は、天災その他特別な事情があると認めたときは、第22条に規定する手数料を減免することができる。

第7章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

- 第25条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその事業系廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。
- 4 第1項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間によって、その効力を失う。

(変更の許可)

第26条 前条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。) は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は事業の範囲を変更しようとするとき は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、 その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(処理基準)

第27条 一般廃棄物収集運搬業者は、第18条第2項の規定により定められた計画に従い、一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

(遵守義務)

- 第28条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
 - (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
 - (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(許可の取消し及び停止命令)

第29条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者が、この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は法第7条第5項第4号に規定するいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可証の再交付)

第30条 一般廃棄物収集運搬業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で 定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。 (許可手数料)

- 第31条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。
 - (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 10,000円
 - (2) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の変更の許可を受けようとする者 6.000円
 - (3) 許可証の再交付を受けようとする者

6,000円

(浄化槽の清掃業許可)

- 第32条 浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市 長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。
- 3 第1項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間によって、その効力を失う。

(清掃の基準)

第33条 前条の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第3条に規定する清掃 の基準に従い清掃を行わなければならない。

(準用)

第34条 第29条から第32条までの規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、第29条から第32条までの規定中「一般廃棄物収集運搬業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第8章 地域の生活環境

(地域の生活環境)

- 第35条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの 周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければ ならない。
- 2 何人も、公園、広場、河川その他の公共の場所を汚してはならない。
- 3 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに清掃を行わなければならない。
- 4 土木建築等の工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、道路 その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならな い。

(公共の場所の管理者責務)

第36条 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

(土地又は建物の管理)

- 第37条 土地又は建物を所有し、又は管理する者は、その土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。
- 2 前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄 物を自らの責任で処理しなければならない。

第9章 雑則

(立入検査)

- 第38条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほかこの条例の施行に必要な限度 において、その職員をして必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理 に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。

(清掃指導員)

第39条 市長は、前条並びに廃棄物の処理及び減量に関する指導の職務を担当させる ため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。ただし、第8条及び第22条の規定 は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、田無市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成4年田無市条例第38号。以下「田無市条例」という。)又は保谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成6年保谷市条例第2号。以下「保谷市条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日から平成13年3月31日までの一般廃棄物の処理に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、合併前の田無市の区域にあるものにあっては、田無市条例の例により、合併前の保谷市の区域にあるものにあっては、保谷市条例の例により、手数料を徴収する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する保谷市条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 別表に規定する一般家庭から排出される粗大ごみの手数料については、当分の間、

同表中「49円」とあるのは「33円」とする

附 則(平成15年9月30日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、 平成16年1月1日以後に処理の申込みのあったし尿の排出について適用し、同日 前に処理の申込みのあったし尿の排出については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月31日条例第7号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第13号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

別表(第22条関係)

	区 分	手 数 料						
事業系除く。	系一般廃棄物(粗大ごみ及びし尿を)	1 キログラムにつき49円						
一般家	家庭から排出される粗大ごみ	1キログラムにつき49円を基準とし、 形状その他を考慮して、規則に定める 額						
1 E	一般家庭から排出されるもの	1 便槽 1 回当たり2,000円						
し尿	事業者から排出されるもの	1 リットルにつき43円						